

宇陀市介護老人保健施設さんとぴあ榛原通所(介護予防通所)
リハビリテーション利用要綱

(要綱の目的)

第1条 宇陀市介護老人保健施設さんとぴあ榛原（以下「当施設」という）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、宇陀市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例、規程並びに介護保険法令に基づき、利用者が可能な限り自宅でその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者と利用者の身元引受人又は保証人（以下「身元引受人等」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する利用料を支払うことについて取り決めることを目的とします。

(適用期間)

第2条 本要綱は、利用者が「宇陀市介護老人保健施設さんとぴあ榛原入所・通所利用同意書」を当施設に提出したのち、令和3年4月1日以降から効力を有します。但し、扶養者等に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、前項に定める事項の他、本要綱、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。但し、改定が行われた場合は、新たな本要綱等に基づく同意書等を提出していただきます。

(身元引受人等)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人等を立てます。但し、利用者が身元引受人等を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること

(2) 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人等は、利用者が本要綱上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。

3 身元引受人等は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

(1) 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は、利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人等と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人等が第1号各号の要件を満たさない場合は、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対しては、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、

利用者及び身元引受人等に対し、相当期間内にその身元引受人等に代わる新たな身元引受人等を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人等の請求があったときは、当施設は身元引受人等に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人等は、当施設に対し、利用中止の意思を表明することにより、利用者の居宅サービス計画に関わらず、本要綱に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人等は速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同意とします)

- 2 身元引受人等も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

- 3 利用者又は身元引受人等が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他にご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人等に対し、次の各号に掲げる場合には、本要綱に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの利用を解除・終了することができます。

(1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合

(2) 利用者の居宅介護サービス(介護予防サービス)計画で利用時間を超える場合

(3) 利用者の病状、心身状態等著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断した場合

(4) 利用者及び身元引受人等が、本要綱に定める利用料金を督促したにもかかわらず2ヵ月滞納した場合。

(5) 利用者及び身元引受人等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会行為を行った場合

(6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人等を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人等を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人等を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

(7) 天災、災害、施設設備の故障等やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(営業日及び営業時間)

第6条 当施設の営業日及び営業時間は以下のとおりです。

(1) 土日及び年末年始を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とします。

(2) 営業日の午前8時30分から午後5時15分までを営業時間とします。

(通常の仕事の実施地域)

第7条 通常の送迎の地域は、宇陀市とします。

2 送迎は、片道が概ね30分以内の距離であり、車両が安全に通行できる環境にあることを条件とします。

(利用料金)

第8条 利用者及び身元引受人等は、連帯して、当施設に対し本要綱に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月月初めに発行し所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人等は連帯して、当施設に対し、当該合計額を当施設の指定する日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人等から第1項に定める料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人等が指定する送付先に対して領収書を発行します。

(記録)

第9条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人等が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人等に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人等に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人等以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う事があります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないように適切な介護に努めるとともに「褥瘡対策指針」を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(感染症等の予防)

第12条 当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第13条 当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人等若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

(事故発生の防止)

第14条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために「事故発生の防止のための指針」を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

(緊急時の対応)

第15条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、通所等利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人等が指定する者に対し、緊急に

連絡します。

(事故発生時の対応)

第16条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者及び身元引受人等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第17条 利用者及び身元引受人等は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。また、文書にて所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

なお、次の相談口があります。

・宇陀市介護老人保健施設さんとぴあ榛原

宇陀市榛原萩原801番地の1

電話 0745-85-2525

ファックス 0745-82-2131

・宇陀市役所介護福祉課

宇陀市榛原下井足17番地の3

電話 0745-82-3675

ファックス 0745-82-7234

・宇陀市役所医療介護あんしんセンター

宇陀市榛原福地28番地の1

電話 0745-85-2500

ファックス 0745-85-2501

・奈良県国民健康保険団体連合会介護保険課

橿原市大久保町320番地の1 奈良県市町村会館内

電話 0120-21-6899

0744-29-8326

ファックス 0744-29-8322

(賠償責任)

第18条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害賠償するものとし、当施設の過失によるもののほかは損害賠償できないものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人等は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用要綱に定めのない事項)

第19条 この要綱に定められていない事項は、利用者又は身元引受人

等と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

《別紙 1》

宇陀市介護老人保健施設さんとぴあ榛原のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 宇陀市介護老人保健施設さんとぴあ榛原
- ・開設年月日 平成11年4月1日
- ・所在地 奈良県宇陀市榛原萩原801番地の1
- ・電話番号 0745(85)2525
- ファックス 0745(82)2131
- ・管理者名 施設長 越智祥隆
- ・介護保険事業所番号 介護老人保健施設(29506801887号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻れることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など、退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。この目的に沿って当施設では、以下のような運営方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用ください。

【宇陀市介護老人保健施設さんとぴあ榛原の運営方針】

当施設では、「3S」をスローガンに地域のみなさまのお役に立ちたいと考えています。

○ 施設内における「衣食住」の衛生管理を徹底し、ご利用者に安心してお過ごしいただける環境作りに励みます。（清潔）

○ 明るくて元気で家庭的な雰囲気の中、ご利用者を精いっぱいお世話させていただきます。（晴朗）

○ 利用者に真心を込めて接し、ご利用者の自立を支援し、1日も早い家庭復帰のお手伝いをします。（誠実）

(3) 施設の職員体制

区 分	常勤換算	夜間	業 務 内 容
医 師	1 人		利用者の病状を把握し、療養の管理に関すること
看 護 職 員	9 人以上	1 人	利用者の診療補助、保健衛生管理及び看護に関すること
介 護 職 員	24 人以上	3 人	利用者の保健衛生管理及び介護に関すること
支 援 相 談 員	1 人以上		利用者の相談及び助言に関すること
理 学 療 法 士	1 人以上		利用者の機能訓練等に関すること
作 業 療 法 士	1 人以上		利用者の機能訓練等に関すること
管 理 栄 養 士	1 人		利用者の給食及び栄養指導に関すること
薬 剤 師	0.3 人以上		利用者の薬に関すること
介 護 支 援 専 門 員	2 人以上		利用者の施設サービス計画の作成・変更に関すること
事 務 職 員 外	2 人以上		利用者の利用料の請求書、その他に関すること

(4) 定員等

- ・ 入所定員 100名 (うち認知症専門棟 30名)
療養室 個室－8室 2人部屋－4室 4人室－21室
- ・ 通所定員 25名

2. サービスの内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- (4) 食事
- (5) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- (6) 医学的管理・看護
- (7) 介護（退所時の支援も行います）
- (8) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (9) 相談援助サービス
- (10) 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理
- (11) 理美容サービス
- (12) 行政手続代行
- (13) その他

3. 併設医療機関等

当施設では、次の医療機関・歯科医院に協力いただいています。

・併設医療機関

名称 宇陀市立病院 (Tel 0745-82-0381)

住所 宇陀市榛原萩原815番地

・協力歯科医院

名称 松田歯科医院 (Tel 0745-82-0395)

住所 宇陀市榛原萩原2681番地

4. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会時間 平日 午前9時～午後8時まで
土、日曜日及び祭日 午前9時～午後5時まで

・外出・外泊

外出・外泊をご希望される場合は、事前にサービスステーションに申し出が必要となります。

・喫煙

宇陀市公共施設の敷地内では、全面禁煙となっております。

・外泊・外出時の施設外での受診

施設外で他の診療等をされる場合は、当施設の医師の許可が必要となりますので、看護職員にご相談ください。

・洗濯物

利用者の洗濯物をご家族様でお願いします。また入浴日の前日までに入浴の際の着替え等の準備もお願いします。

5. 非常災害対策

当施設では、非常災害に関して具体的な「消防計画」を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練等を実施します。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備え付けの「ご意見箱」をご利用いただき、文書でお申し出いただくこともできます。

8. その他

金銭や貴重品及び危険物、ペットの持ち込みはご遠慮ください。

当施設についての詳細は、パンフレット等を用意してありますので、参考にしてください。

《別紙 2》

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)について

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

1. 介護保険被保険者証の確認

お申し込みにあたり、利用者の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) についての概要

通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) については、要介護者(介護予防通所リハビリテーションにあつて要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供します。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画を作成しますが、その際利用者、扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

- ① 施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です。)

【1 時間以上 2 時間未満】

・ 要介護 1	3 6 6 円
・ 要介護 2	3 9 5 円
・ 要介護 3	4 2 6 円
・ 要介護 4	4 5 5 円
・ 要介護 5	4 8 7 円

【3 時間以上 4 時間未満】

・ 要介護 1	4 8 3 円
・ 要介護 2	5 6 1 円
・ 要介護 3	6 3 8 円
・ 要介護 4	7 3 8 円
・ 要介護 5	8 3 6 円

【5 時間以上 6 時間未満】

・ 要介護 1	6 1 8 円
・ 要介護 2	7 3 3 円

【2 時間以上 3 時間未満】

・ 要介護 1	3 8 0 円
・ 要介護 2	4 3 6 円
・ 要介護 3	4 9 4 円
・ 要介護 4	5 5 1 円
・ 要介護 5	6 0 8 円

【4 時間以上 5 時間未満】

・ 要介護 1	5 4 9 円
・ 要介護 2	6 3 7 円
・ 要介護 3	7 2 5 円
・ 要介護 4	8 3 8 円
・ 要介護 5	9 5 0 円

【6 時間以上 7 時間未満】

・ 要介護 1	7 1 0 円
・ 要介護 2	8 4 4 円

- ・要介護3 846円
- ・要介護4 980円
- ・要介護5 1,112円
- ・要介護3 974円
- ・要介護4 1,129円
- ・要介護5 1,281円

【7時間以上8時間未満】

- ・要介護1 757円
- ・要介護2 897円
- ・要介護3 1,039円
- ・要介護4 1,206円
- ・要介護5 1,369円

※サービス提供体制強化加算として上記施設利用料として日額22円加算されます。

※リハビリテーション提供体制加算として、次の区分により上記施設利用料に加算されます。

- ・3時間以上4時間未満 12円
- ・4時間以上5時間未満 16円
- ・5時間以上6時間未満 20円
- ・6時間以上7時間未満 24円
- ・7時間以上 28円

② 入浴介助加算 1日あたり 40円

※通所リハビリテーション利用時間によっては、入浴サービスを利用できないことがあります。

③イ. リハビリテーションマネジメント加算 (A) (B)

1月あたり 240円から863円

ロ. 短期集中リハビリテーション実施加算

1日あたり 110円

ハ. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)

1日あたり 240円

④ 若年性認知症利用者受入加算 1回あたり 60円

⑤ 栄養改善加算 (月2回を限度) 1回あたり 200円

⑥ 栄養アセスメント加算 1月あたり 50円

⑦ 重度療養管理加算 1日あたり 100円

⑦ 中重度者ケア体制加算 1日あたり 20円

⑧ 移行支援加算 1日あたり 12円

⑨ 科学的介護推進体制加算 (1月につき) 40円

※1 介護職員処遇改善加算として合計金額の4.7%が加算されます。

※2 地域区分の上乗せとして合計金額の3.0%が加算されます。

※3 新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月まで基本報酬に0.1%上乗せする。

※4 表示単位数に10,14円を乗じた金額が、介護保険担1割負担の方の金額となります。

※5 介護保険負担割合区分が2割または3割の利用者は、上記金額に2または3を乗じた金額となります。

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

① 施設利用料（要介護認定による要支援の程度により利用料が異なります。以下は1月あたりの自己負担分です。）

・要支援1 2,053円

・要支援2 3,999円

※ サービス提供体制加算

・要支援1 88円

・要支援2 176円

② 運動器機能向上加算 225円

③ 栄養改善加算 200円

④ 栄養アセスメント加算 50円

⑤ 若年性認知症利用者受入加算 240円

⑥ 事業所評価加算 120円

⑦ 科学的介護推進体制加算 40円

⑧ 生活向上リハビリテーション実施加算 562円

※1 介護職員処遇改善加算として合計金額の3,4%が加算されます。

※2 地域区分の上乗せとして合計金額の3.0%が加算されます。

※3 新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月まで基本報酬に1,1%上乗せする。

※4 表示単位数に10,14円を乗じた金額が、介護保険担1割負担の方の金額となります。

※5 介護保険負担割合区分が2割または3割の利用者は、上記金額に2または3を乗じた金額となります。

(3) その他の料金

① 食費 700円

② 理美容代 実費（別途料金表をご覧ください。）

③ その他 利用者が選定する特別な食事の費用（おやつ代）、日用品費、教養娯楽費等は、別途料金表をご覧ください。

※(介護予防)通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

(4) 支払い方法

・ 毎月月初めに、前月分の請求書を発行しますので、当施設が指定する日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・ 支払い方法は、現金、銀行振込、銀行口座振替（南都銀行のみ）の方法があります。（振込手数料は利用者負担です。）

個人情報の利用目的

宇陀市介護老人保健施設さんとぴあ榛原では、利用者さまの個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っております。疑問等がございましたら、事務所までお気軽におたずねください。

【施設内部での利用目的】

- ◆当施設が介護サービスの利用者さま等に提供するサービス
- ◆介護保険事務
- ◆介護サービスの利用者さまに係る当施設の管理運営業務のうち
 - ア 入退所等の管理
 - イ 会計・経理
 - ウ 事故等の報告
 - エ 当該利用者さまの介護・医療サービスの向上

の事業者等への情報提供を行う利用目的】

- ◆当施設が利用者さま等に提供する介護サービスのうち
 - ア 利用者さまに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - イ 利用者さまの診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ウ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - エ 家族さま等への心身の状況説明
- ◆介護保険事務のうち
 - ア 保険事務の委託
 - イ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ウ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - エ 損害賠償請求等に係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

- ◆当施設の管理運営業務のうち
 - ア 介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - イ 当施設において行われる学生の実習への協力
 - ウ 当施設において行われる事例研究
 - エ 外部監査機関への情報提供
- 上記のうち、他の介護保険施設及び医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨お申し出ください。
- お申し出ないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。
- これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等することが可能です。